江戸押絵

伝統的工芸品に指定される

として多彩に展開している。装や絵馬、屏風や肖像画など、伝統の秀逸な技術を体感できる装飾至る押絵は、羽子板をはじめ東京スカイツリーのエレベーターの内装束、風俗などを題材に、日本画の画法も交えながら発展し現在に昨年、「江戸押絵」が伝統的工芸品に指定された。歌舞伎の着物、

指定をうけ、今後のさらなる活躍が期待される。

1主として日常生活の用に供される主として日常生活の用に供されることをいう。

2.その製造過程の主要部分が手工るものであること。

が主たる原材料として用いられ、4伝統的に使用されてきた原材料造されるものであること。

支去・京才斗で削作された云充的5.一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

正芸品のなかで、産地検査に合格 工芸品のなかで、産地検査に合格 インを使った「伝統証紙」が貼ら れる。この証紙が貼られている製 品は、検査を実施したものであり、 品は、検査を実施したものであり、 品は、検査を実施したものであり、

申請の背景

という都市の高い文化レベルが背「江戸押絵」の成立には、江戸

辺地域に散り散りになってしまっ

どによって作品や資料、なる。また、火災や戦争、

職人が周

工芸品名工芸品名主な製品主変製造地域主要製造地域	江戸押絵(えどおしえ) 八形・こけし 八形・こけし 八形・こけし マコガー、新座市/神奈川県二宮町 ・中和元年11月20日
指定年月日	令和元年11月20日
産 地 組 合	■ 0 3 - 3 8 4 4 4 1 ま京歳之市羽子板商組合 1 1 - 1 0 0 4 1 7 3 3 6 6 1 1 - 1 0 1 0 1 1

ど、当時の江戸文化が凝縮された い、との産地組合の考えからであ 技法をも後世に残し伝えていきた 戸時代から受け継がれる日本画の 景や絹や綿織物などの原材料、 を鑑み、工法だけでなく、制作背 戸押絵」として出回っている現状 定にそぐわないようなものが「江 機となったのは、 難だ。今回の指定への申し出の契 理解がなければ制作することが困 ものであり、時代背景についての 舞伎・和装・髪型や階級・職業な 景にある。 特に押絵羽子板 伝統工芸品の規 江

ている現状もある。伝統的工芸品の指定を受けることによって、産地組つの文化として系統立て、産地組て、技術を継承したいとのねらいて、技術を継承したいとのねらいる。今後は後継者の育成、普及啓発・紹介・掲示および需要開及啓発・紹介・掲示および需要開

経産省の告示から(表記ママ)

. 特徴]

使い、日本画の技法にて押絵の上ートにしたもので、絹織物などを相から浅草近辺で本格的に作成さ橋から浅草近辺で本格的に作成さ

です。それらは、着物の着方、色 原国周の頃から盛んになったよう 維の特性が作品に生かされていま ます。材料となる織物の様々な繊 様々なものを作成することができ ならず、写実的なもの、 す。江戸押絵は役者の似顔絵のみ メされたもの、風景や動植物など 役者の押絵などは、 歌川派の豊 デフォル

詣がないと作成することができな の取り合わせ、髪型などの深い造 いといわれています。

下図を描き、

糊代を考慮しなが といわれる京極壽一氏。

> ら型紙を切り出します。 厚紙に型紙をあて、 土台となる

に上絵や面相を描いて作成されま

型を切り出します。 織物などで包みます。 切り出した厚紙に綿をのせ、

み上げます。 和紙であて紙をしながら重ねて組 仕上がったそれぞれのパーツを、

砂などで目留めをし、胡粉などで 下地を塗り、 面相などを描く際には押絵に礬 顔料で彩色していき

調合し筆で描きます。 着物の柄などの上絵は、膠と胡 顔料を用い、織物に合わせて

使いますが、それぞれ綿の入れ方、 羽子板、額装など様々な用途に

> 組み上げ方が異なります。 技術または技法

1「押絵」は、次の技術または技 法によること。

①厚紙を土台にし、 むこと。

③押絵をくるむ際またはあて紙を

2「面相」は次の技術または技法

によること。

(2)筆を用いて描線を描くこと。 (1)「目留め」および「地塗り」を 行った後、渋紙製の型紙を用い て絵の具を刷り込むこと。

綿を布でくる

(2)押絵を組み上げる際には、 をあて紙にすること。 和紙

糊で接着すること。する際には、熱した鏝を用いて

2使用する綿は、 1主原料として使用する生地は、 ع 絹織物または綿織物とすること。 木綿わたとする

3押絵の土台となる厚紙は、和 を貼り重ねたものまたはボー 紙とすること。 ル

5面相には墨、膠および顔料を用 4あて紙は、和紙とすること。 胡粉、亜 鉛華または岩絵具をいていることとし、顔料は主に 用いること。

と示すことができる。 かから、厳正な審査ののち合格し たものだけが、「伝統的工芸品 これらの基準に則った作品のな



口氏作「初春」

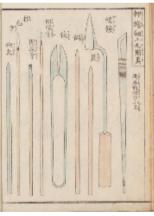


押絵羽子板の最後の名人

その作品は、

羽子板の面相を描く野口組合長

衛) 使用している道具は、江戸版社:柏原屋庄兵衛/銭屋庄兵 8 (1825) 年 堀井軒著 末期からほとんど変わらない 絹張細工 押繪早稽古』 著(文)出政



毎年12月17日から3日間行 れる「浅草寺歳の市」 の様子

経済産業大臣指定伝統的工芸品「江戸押絵」 東京都指定伝統工芸品「江戸押絵羽子板」

これらの伝統的工芸品/伝統工芸品は、江戸時代から浅草で行われている歳の市(浅草寺歳の市/通称:羽子板市〈毎年 | 2 月 | 7 ~ | 9 日〉)に端を発し、この伝統・技術・技法を今日まで受け継いできました。作り手は現在でもすべて「浅草寺歳の市」に出店している業者または過去に出店していた業者です。伝統工芸を謳っているので、その技術、原材料が | 100 年以上受け継がれているものでなくてはなりません。

伝統的工芸品は昭和 49 年制定の伝産法により保護されており、偽装表示商品を 販売することは違法です。

下記は「江戸押絵」「江戸押絵羽子板」ではありません。

- ×グルーガンを用いて製作 ×押絵の部分が羽子板よりも厚い ×面相が顔料で描かれていない
- ×髪飾りが木製や、石がついているプラスチック ×羽子板本来の形がわからないもの
- ×押絵が化繊またはガラス玉やビニール塗料などの装飾がついているもの
- *「江戸押絵」/「江戸押絵羽子板」パンフレットを 100 部差し上げます(送料は一律¥1000) 申し込み先:info@asakusa-toshinoichi.com ご芳名、ご住所をお願いいたします。



経済産業大臣指定伝統的工芸品「 江 戸 押 絵 」 産地組合 東京歳之市羽子板商組合



東京都指定伝統工芸品「江戸押絵羽子板」産地組合東京都雛人形工業協同組合

承認番号R 2-208

[江戸押絵羽子板] および [伝統工芸士] の表示について

今般、弊社が販売している羽子板に「江戸押絵羽子板伝統工芸士 江戸勝」の表記をしており、ネット通販などでも多く見かけられますが、弊社が販売している羽子板は東京都指定伝統工芸品とは全く異なる製法であり、特許庁の地域団体商標登録を受けている東京都指定伝統工芸品「江戸押絵羽子板」ではございません。また、弊社の表示ですと東京都指定「江戸押絵羽子板」の伝統工芸士の認定を受けているようにとらえられますが、全くこれに当てはまりません。どの自治体でも伝統工芸士の認定は屋号などではなく個人名に与えられるもので、江戸勝という伝統工芸士はおらず、弊社は水野大が埼玉県伝統的手工芸品「春日部羽子板」の伝統工芸士であり、東京都指定「江戸押絵羽子板」の伝統工芸士ではございません。

以上の内容により今まで多数の販売店、消費者の方々に誤解などを招く事となりましたが、 既に販売している商品に関しては取引先に今までの表示を訂正し、以後はこれらの商品に関 して「江戸押絵羽子板」および「伝統工芸士 江戸勝」の文言を使用しないようにいたします 事を、ご了承くださいますようにお願い申し上げます。

有限会社水野製作所